

食料の持続的な供給のための法案について

MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

2025年3月



- 我が国を取り巻く状況変化を踏まえ、**食料安全保障の確立**等を柱に、令和6年6月に**食料・農業・農村基本法**を改正。

（食料安全保障の確保）

第二条 食料については、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることに鑑み、将来にわたって、食料安全保障（良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを手に入れる状態をいう。以下同じ。）の確保が図られなければならない。

2・3 （略）

4 **国民に対する食料の安定的な供給**に当たっては、農業生産の基盤、食品産業の事業基盤等の食料の供給能力が確保されていることが重要であることに鑑み、国内の人口の減少に伴う国内の食料の需要の減少が見込まれる中においては、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、**農業及び食品産業の発展**を通じた**食料の供給能力の維持**が図られなければならない。

5 **食料の合理的な価格の形成**については、**需給事情及び品質評価**が適切に**反映**されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品産業の事業者、消費者その他の**食料システム**（食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体をいう。以下同じ。）の**関係者**によりその**持続的な供給に要する合理的な費用が考慮**されるようにしなければならない。

6 （略）

食料システムを通じた食料の持続的な供給



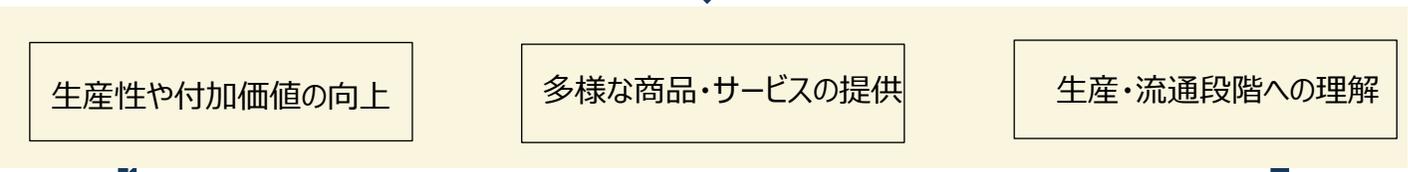
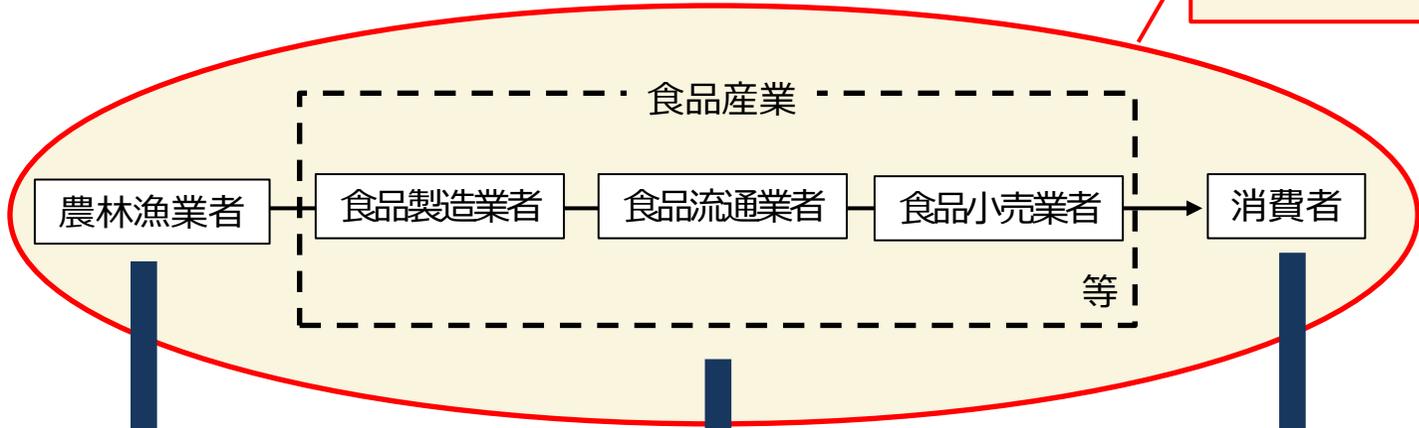
【考え方】

食品の生産から消費までの各段階の関係者を通じて、持続的に供給できるよう協調。



【目指すべき食料システムの姿】

消費者の理解を得ながら、食料システムの持続性を確保。



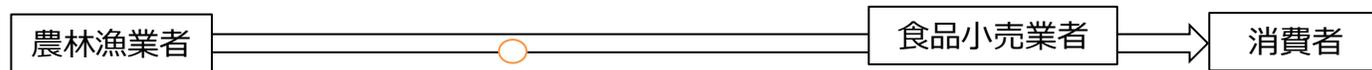
持続可能な食料システムを実現

賃上げと食料の持続的な供給

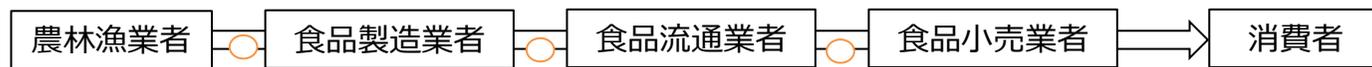
- 物価上昇の下では、賃上げによる購買力の確保が不可欠。
- 供給側では、生産・製造・流通・小売の各段階のコストの明確化を通じて、生産性向上と合わせて、消費者への理解醸成を促進。

《食品をめぐる様々な取引》

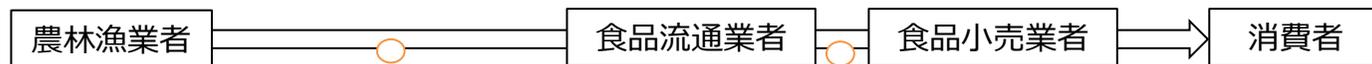
- 「生鮮品」として「食品小売業者」と取引



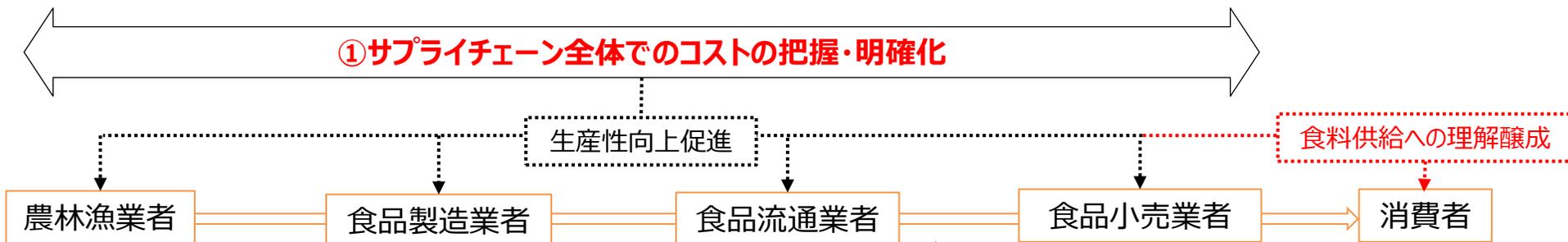
- 「加工原材料」として「食品製造業者」と取引



- 自ら一次加工等したものを「食品流通業者」等と取引



① サプライチェーン全体でのコストの把握・明確化



② コストを考慮した取引の実施

※農林漁業者・食品流通業者間、農林漁業者・食品小売業者間の取引を含む。

③ 賃上げによる購買力の確保

フードバンクへの未利用食品の提供等

《参考》 食料システム法案の概要 (食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案)

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の一部改正

- 題名
「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改正。

- 目的
食品等事業者が食料システムにおいて農林漁業者と一般消費者をつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等事業者による事業活動の促進と食品等の取引の適正化をもって、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資する旨規定。

1 食品等事業者による事業活動の促進

- (1) 食品等事業者が、次の事業活動に関する計画を作成。
 - ① 安定取引関係確立事業活動
(農林水産業と食品産業の連携強化)
 - ② 流通合理化事業活動 (流通の効率化、付加価値向上等)
 - ③ 環境負荷低減事業活動 (温室効果ガスの排出量の削減等)
 - ④ 消費者選択支援事業活動
(持続可能性に配慮した物の選択を消費者が行うことに寄与する情報の伝達等)※ ①～④には技術開発利用、事業再編を含む。
- (2) 農林水産大臣が認定した場合、支援措置を実施。
 - ① 日本政策金融公庫による長期低利融資
 - ② 農業・食品産業技術総合研究機構の研究開発設備の供用※ このほか、税法にて、中小企業経営強化税制、カーボンニュートラル投資促進税制等の税制特例

2 食品等の取引の適正化

- (1) 農林水産大臣が、食品等取引実態調査を実施。
- (2) 飲食料品等事業者・農林漁業者は、次の措置を講ずるよう努力。
 - ① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して協議の申出がされた場合、誠実に協議。
 - ② 持続的な供給に資する取組 (商慣習の見直し等) の提案があった場合、検討・協力。
- (3) 農林水産大臣が、事業者の行動規範 (判断基準) を策定。
- (4) 農林水産大臣は、次の措置を実施。
 - ① 適確な実施を確保するため必要な場合、指導・助言を実施。
 - ② 実施状況が著しく不十分な場合、勧告・公表を実施。
(勧告の実施に必要な場合、報告徴収・立入検査を実施。)※ 不公正な取引方法に該当する事実がある場合、公取委に通知。
- (5) 農林水産大臣が、取引において、通常、費用を認識しにくい飲食料品等を指定。その費用の指標の作成・公表等を行う団体を認定。

卸売市場法の一部改正

- 中央卸売市場・地方卸売市場の開設者は、指定飲食料品等、その費用の指標等を公表。